

## 大竹市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 大竹市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度(供用開始後22年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	21.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(栗谷地区)		
処理場数	1(栗谷浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本事業は、衛生環境改善のために実施しており、整備した施設規模に対し処理人口が少なすぎるため、汚水処理費を使用料で賄うことを前提としていません。使用料は、負担の公平性を考慮し、公共下水道の使用料に見合う額としています。		
業務用使用料体系の 概要・考え方			
その他の使用料体系の 概要・考え方			
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,701 円 平成30年度 3,701 円 令和元年度 3,770 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,944 円 平成30年度 2,955 円 令和元年度 2,943 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>/月あたりの使用料をいいます。(1家族3名で計算しています。)\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく事業所用を含む)をいいます。

## ③ 組織

職 員 数	1名(公共下水道事業と兼務しており、1名程度分の人件費を公共下水道事業会計に対し負担しています。)
事業運営組織	総務部企画財政課:農業集落排水事業の財政計画、企業債に関する事務を行います。 上下水道局業務課:農業集落排水事業の運営管理、使用料に関する事務を行います。 上下水道局工務課:農業集落排水施設の建設、維持管理に関する事務を行います。

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	現在は、施設維持管理業務、保守点検業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。
---------	--

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表 別紙参考資料のとおり
--

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内の人口は年々減少しており、今後もこの傾向は続くものと予測されます。												
○水洗化人口の見込み												(単位:人)
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水洗化人口 (栗谷地区)	302	299	295	292	288	285	281	278	274	271	267	264

### (2) 有収水量の予測

処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少傾向にあります。												
○有収水量の見込み												(単位:千㎡)
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量 (栗谷地区)	36	36	35	35	34	34	34	33	33	32	32	31

### (3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の減少と、それに伴う有収水量の減少により、使用料収入は今後も減少していくことが予測され、事業環境はより厳しい状況になっていくことが予測されます。農業集落排水の使用料は負担の公平性を考慮し、公共下水道の使用料に見合う額としています。汚水処理費を使用料で賄うことを前提とはしていないため、使用料の見直し時期についても、公共下水道の使用料改定に合わせる予定です。												
○使用料収入の見込み												(単位:千円)
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料収入 (税込)	5,311	5,340	5,222	5,724	5,702	5,569	5,542	5,417	5,878	5,732	5,702	5,567

### (4) 施設の見通し

区域内の施設整備は完了しており、今後は施設の効率的な維持管理を行うとともに、耐用年数を迎える施設について、将来予測に基づく適正規模での更新を行っていきます。
--

### (5) 組織の見通し

公共下水道事業との兼務による職員1名程度分で運営しており、組織の見直しに伴うこれ以上の人件費削減等は見込めない状況です。
--

## 3. 経営の基本方針

本市における農業集落排水事業は、栗谷地区の衛生環境改善を目的に、平成6年度から施設整備を開始し、平成10年度から供用開始を行っています。栗谷地区においては、人口は年々減少の一途を辿っており、それに伴い使用料収入も減少していくことが予測されます。今後は施設の適切な維持管理を行いながら、一層の経費節減に努めるとともに、「大竹市農業集落排水施設最適整備構想」に基づいて、施設の計画的な整備・更新を実施していきます。
---

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明及び今後検討予定の取組の概要

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

投資計画に関する事項	計画区域内の整備は完了しているため、令和元年度に策定した「大竹市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設の計画的な整備・更新を実施していきます。
広域化・共同化・最適化に関する事項	広島県が県内市町と下水道事業の広域化・共同化の検討を行っており、本市も会議に参加して持続可能な下水道事業運営について検討を行っています。
投資の平準化に関する事項	「大竹市農業集落排水施設最適整備構想」に基づいて施設更新時の投資を平準化するとともに、資本費平準化債を発行することで世代間の負担の平準化に取り組みます。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

使用料の見直しに関する事項	使用料は、処理区域内人口の減少に伴う有収水量の減少により、減少していく見込みですが、負担の公平性を考慮し、公共下水道の使用料に見合う額としています。汚水処理費を使用料で賄うことを前提とはしていないため、使用料の見直し時期についても、公共下水道の使用料改定に合わせる予定です。
企業債に関する事項	計画期間内(令和12年度まで)の建設改良事業については、資産を使用する世代間の負担の公平性を考慮し、補助金等を除く部分を企業債で賄います。また、整備済資産の減価償却費と元金償還金の差額分について、資本費平準化債を発行し、世代間の負担の平準化を図っていきます。
一般会計繰入金に関する事項	汚水処理費を使用料で賄うことを前提としていないため、支出額に対する収入の不足分について、一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っています。一般会計繰入金を抑制するためにも、経費削減及び収納率のさらなる向上に努めていきます。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明および今後の検討状況

民間活力の活用に関する事項	現在は、施設維持管理業務、保守点検業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。今後も、可能な限り業務の民間委託を進め、効率的な事業運営を行っていきます。
職員給与費に関する事項	現在は、専任の職員は配置せず公共下水道事業と兼務しており、1名程度分の人件費を公共下水道事業会計に対し負担しています。今後も専任職員は配置しない予定です。
動力費に関する事項	浄化センター及びマンホールポンプ場の動力費については、ほぼ横ばいで推移しています。燃料の市場価格等に大きく左右される費用ですが、今後も大きな増減はないものと見込んでいます。
修繕費に関する事項	「大竹市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、計画的な施設保全を行っていきます。
薬品費、委託費に関する事項	薬品費を含め、施設の維持管理については民間委託しています。今後も、適正な薬品の単価、使用量等に注視しつつ民間活力を活用し、効率的な運営に努めていきます。

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安心・安全なサービスの持続的な提供を実現するため、PDCAサイクルを活用し、計画の実効性を確保していきます。毎年度の決算確定後に、決算値と財政計画とを比較し、計画の進捗管理(モニタリング)を行うとともに、計画と実績との乖離状況を確認し、必要に応じて計画の見直し(ローリング)を行っていきます。
---------------------	---

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	36,884	38,811	41,646	36,867	37,010	36,875	37,720	36,883	36,542	31,707	29,009	29,251	
		(1) 営 業 収 益 (B)	5,311	5,340	5,222	5,724	5,702	5,569	5,542	5,417	5,878	5,732	5,702	5,567	
		ア 料 金 収 入	5,311	5,340	5,222	5,724	5,702	5,569	5,542	5,417	5,878	5,732	5,702	5,567	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	31,573	33,471	36,424	31,143	31,308	31,306	32,178	31,466	30,664	25,975	23,307	23,684	
		ア 他 会 計 繰 入 金	31,573	33,471	36,424	31,143	31,308	31,306	32,178	31,466	30,664	25,975	23,307	23,684	
	イ そ の 他														
	収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	26,084	26,710	25,227	25,037	24,852	24,678	24,587	24,462	24,397	24,442	24,565	24,658
			(1) 営 業 費 用	23,236	24,170	23,025	23,140	23,256	23,372	23,489	23,606	23,724	23,843	23,962	24,082
			ア 職 員 給 与 費												
			ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	23,236	24,170	23,025	23,140	23,256	23,372	23,489	23,606	23,724	23,843	23,962	24,082
			(2) 営 業 外 費 用	2,848	2,540	2,202	1,897	1,596	1,306	1,098	856	673	599	603	576
ア 支 払 利 息			2,848	2,540	2,202	1,897	1,596	1,306	1,098	856	673	599	603	576	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			10,800	12,101	16,419	11,830	12,158	12,197	13,133	12,421	12,145	7,265	4,444	4,593	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,500	5,800	6,100	7,954	6,400	14,338	2,800	8,224	13,849	13,809	4,981	2,288	
		(1) 地 方 債	5,500	5,800	6,100	7,200	6,400	9,600	2,800	5,700	6,900	6,400	1,700	800	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	5,500	5,800	6,100	6,500	6,400	4,900	2,800	3,200					
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				754		4,738		2,524	6,949	7,409	3,281	1,488	
		(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	16,300	17,901	22,519	19,784	18,558	26,535	15,933	20,645	25,994	21,074	9,425	6,881
			(1) 建 設 改 良 費		924	4,890	1,502		9,476		5,048	13,898	13,899	5,048	2,290
			ウ ち 職 員 給 与 費												
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	16,300	16,977	17,629	18,282	18,558	17,059	15,933	15,597	12,096	7,175	4,377	4,591
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 10,800	△ 12,101	△ 16,419	△ 11,830	△ 12,158	△ 12,197	△ 13,133	△ 12,421	△ 12,145	△ 7,265	△ 4,444	△ 4,593	

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (令和3年 度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)												
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)													
(N)-(O)	赤 字 (Q)													
赤字比率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	5,311	5,340	5,222	5,724	5,702	5,569	5,542	5,417	5,878	5,732	5,702	5,567
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (令和3年 度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		31,573	33,471	36,424	31,143	31,308	31,306	32,178	31,466	30,664	25,975	23,307	23,684
うち基準内繰入金		13,648	14,641	18,621	15,181	13,754	22,941	14,231	18,301	26,667	21,673	10,028	7,457
うち基準外繰入金		17,925	18,830	17,803	15,962	17,554	8,365	17,947	13,165	3,997	4,302	13,279	16,227
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		31,573	33,471	36,424	31,143	31,308	31,306	32,178	31,466	30,664	25,975	23,307	23,684